



第4次提訴行動！
＋第3回口頭弁論期日！
＋第3回裁判集会！

平成28年9月23日、福島地方裁判所郡山支部で、ふるさとを返せ！津島原発訴訟第4次提訴と第3回口頭弁論期日が行われました。口頭弁論期日には、2人の原告の方々による意見陳述、2人の若手弁護士による弁論が行われました。また、郡山市中央公民館では、弁護団と原告団による裁判集会が行われました。

第3回口頭弁論期日の報告

弁護士 吉直 達法



2016年9月23日、津島原発訴訟の第4次提訴と第3回口頭弁論期日が行われました。あいにくの曇り空で気温もそれほど高いわけではありませんでした。法廷内は、原告団と弁護団のこの裁判にかける熱い思いからか、息苦しいほどの熱気に包まれていました。

法廷内では、まず、形式的な書面に関する手続が行われ、その後原告と弁護士による意見陳述が行われました。最初に意見陳述をしたのは原告の窪田さんです。原発に関する知識を有していた窪田さんは、日頃から息子さんにその危険性を説いていました。それなのに、息子さんの「逃げよう、逃げよう」との訴えに耳を傾けてやれなかったことを悔いていました。次の意見陳述は、原告の門馬さんによって行われました。津島で過ごした長男との思い出を、写真を示しながら訴えていました。原告の意見陳述に裁判長は、一言も聞き漏らさないようにとの思いからか、食い入るように原告を見つめていました。また、左陪席（向かって右側の一番若い裁判官）は、門馬さんの話を聞きながら、ときおり眼鏡を外して顔を拭うような仕草で涙していました。



原告による意見陳述の後は、弁護士による意見陳述です。これは多くの時間を割いて起案した準備書面を総括するものです。しかし、準備書面の内容を要約するだけでは、裁判官の前で意見陳述する意味はありません。意見陳述を担当した鮫島弁護士と西沢弁護士は、これに加えて、現地調査を通じて見聞した事実、すなわち津島の現状を裁判官に訴えました。両弁護士の熱のこもった意見陳述は、法廷内の熱気を更に高めました。

法廷内での手続を終え、今後の審理計画を立てるために、別室にて進行協議が行われました。主な議題は、次回期日において、法廷内で原発の危険性を示すビデオを上映するか否かです。法廷内でビデオを上映して、共通



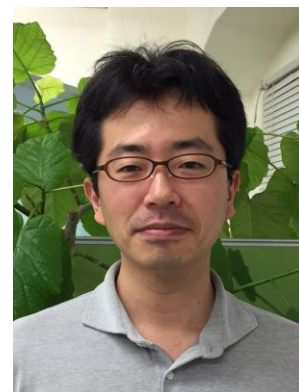
の認識を形成する必要があることは論を待ちません。しかし、国及び東電は、これに反対し、次回期日までに意見書を提出する姿勢です。もっとも、裁判所は、ビデオ上映に積極姿勢であったことから、その方向で話はまとまりました。その後、来年11月までの期日を定めて、裁判所での手続はすべて終わりました。

国及び東電は、その責任を否定するばかりでなく、法廷における手続にも反抗の姿勢を示しています。しかし、我々はこれに屈することなく立ち向かわねばなりません。原告団、弁護団ともに折れず、真っ直ぐ未来を見据えて、進んでいきましょう。



第3回裁判集会報告

弁護士 若松 利行



平成28年9月23日、郡山市中央公民館で津島原発訴訟の裁判集会が行われました。裁判所での弁論期日の日程に合わせて実施されてきた本集会も、今回で3回目です。裁判所での弁論期日の傍聴は、座席数に限りがあるため、法廷に入れるのは一部の原告の方々だけです。それだけに、その他の多くの原告が参加される裁判集会では、法廷の雰囲気や手続の内容をどこまで伝えられるかが重要になります。



回を重ねるごとに配布資料が充実し、今回は解説担当者のレジュメや原告意見陳述の原稿に加え、代理人弁論の原稿も会場の原告の方々に配布されました。

集会の冒頭、原告団の役員の方々のご挨拶や第4次原告団代表の決意表明では、それぞれ、津島の現状とともに、この裁判を通じて私たちが求めていくもの、すなわち、「ふるさとを取り戻すこと」が改めて確認されました。次に、弁護団の広田弁護士から、第4次提訴の意味（声を上げ続けることによって「津島棄民」を阻止すること）と、裁判の仕組みや本訴訟の目的等が、レジュメに基づいてわかりやすく説明されました。その後、原告意見陳述の代読が行われました。窪田幸恵さんの原稿を窪田たい子さんが、門馬和枝さんの原稿を今野千代さんが、代読しました。それぞれ隣組でよく知る人による代読だけに、感情のこもった良い朗読でした。鮫島弁護士と西沢弁護士の代理人弁論の解説は、それぞれ岡崎弁護士と若松が担当しました。解説は各10分と限られた時間の中で、レジュメを用いて、できる限りわかりやすい話を心掛けました。



会場の原告の方々は、街頭でのビラ配りやデモ行進にも進んで参加される意識の高いの方々です。皆様、原告意見陳述の代読や弁護士の話にも、真剣に耳を傾けてくださっていました。津島の原告団の絆の強さ、結束の固さを改めて感じました。

その後、法廷から戻った方々が集会に合流し、出廷した弁護士からは、法廷での熱気や緊迫感、裁判官の様子などが迫真性をもって報告されました。かくして裁判集会は、充実した内容で執り行われ、頑張ろう三唱をもって閉会となりました。

最後にひとこと。原告団の役員の方々は、この日のために会場や送迎バスの手配から、集会の段取り、資料の準備、当日の会場設営等に至るまで、周到的準備を進めて来られました。いつもありがとうございます。津島の人たちはみな家族だとよく言いますが、本当にそのとおりです。これからも原告団・弁護団で一致団結し、闘いを続けていきましょう。



原告のこぼ～原告意見陳述の一部をご紹介します～

原告 門馬 和枝さん

私たち夫婦には、3人の子供がいます。長男は、出産の前に、障害があることを医師から告げられました。先天性の軟骨無形成症という病気で、成長が遅く、無呼吸症候群や足の湾曲、水頭症などの様々なリスクを伴う病気です。

こんなハンディキャップを背負って生を受けた長男ですが、津島の自然と地域の人々は、長男を地域の一員として暖かく迎え入れ、地域の子供として育ててくれました。地域では、みんなが顔見知りであり、長男は、どこへ行っても「史朗ちゃん元気かい？」「学校は楽しいかい？」とみんなが気さくに声を掛けてくれました。敬老会や学習発表会、神社のお祭りなどで長男が披露する劇や踊りにもたくさんの方の声援が送られ、地域の人気者でした。津島では、自分の子も他人の子もみんな分け隔てなく津島の子であり、宝物なのです。

長男が行事に参加すると、「史朗ちゃん、踊りがじょうずだね。」と言われ、うれしくなっていてどんどんいろんな行事に積極的に参加するようになりました。長男の明るく社交的な性格は、津島の皆さんからいただいたと感謝しています。

4月9日になって夫と相談し子供たちと一緒に相馬市に移り住むことにしました。新学期も始まろうとしていた時期だったため、子どもたちは同市の小学校に転校させることにしたのです。

最も大きく変わったことは長男に対する周囲の人々の視線です。興味の視線です。津島では障害を持っていても、健常者と変わらず普通に地域の人たちが受け入れてくれました。しかし、避難生活を開始してからは、学校はもちろんのこと街中を歩いていると長男は遠巻きに指をさされるなどして、好奇のまなざしにさらされました。それまでは、とても前向きで大らかな性格で、クラスを中心にいたのですが、転校してからは、遠慮がちとなり積極性を失ったように見えました。クラスを中心にいたのが一歩引いてクラスと関わっているかのようでした。

長男自身、親に心配をかけたくないと思っているのか、家では、そのような周囲の好奇のまなざしにさらされても私たちに泣き言の一つも言いません。しかし、時折、いつもやさしかった津島のおじいちゃんやおばあちゃん、一緒に遊んだ友達のこと、津島の豊かな自然を思い出すのか、「また津島に帰りたい」と言います。その言葉を聞いて、私は、原発事故がなければ、長男は好奇の目にさらされて辛い思いをすることもなく、地域のおばあちゃんや友達と一緒に、今でも穏やかで平和な生活を送っていたのに、と悔しくなりました。

私は、長男を通じて、原発事故により失ったものの大きさに改めて気づかされました。豊かな自然と人と人とが何の気兼ねもなく交流できる人間の温かさです。それは、決してお金では買えないものです。

原告 窪田 幸恵さん

私は、かつて原子力センターに勤めていたため、ある程度、原発や放射能に関する知識を持っていました。そのようなこともあって、私は、息子にも原発が爆発すると津島も危険であることや、放射線を体に浴びると病気になることを教えていました。当時10歳の息子も幼いながらに理解しており、原発事故直後は、家から出てはいけないと思ったようです。テレビで原発事故の情報を食い入るように見ていた息子は、家の外に出た私や家族に「危ないから早く家に入った方がいいよ」、「早く逃げないと危ない」と懸命に訴えていました。また、息子は当時、食事による放射能の影響も心配していました。私や家族も不安には思っていました。それほど大きな影響はないだろうと考え、そのまま食事をしていました。

3月14日の午後に避難を開始した私たち家族は、大宮の親戚の家に1週間ほど避難しましたが、肩身が狭く、とても気を遣いました。福島市に戻り、家族5人で1Kのアパートを借りたものの、寝返りもできないほど狭く、プライバシーなどありません。このような生活が続き、息子も余りのストレスに口数も減り、「自分の部屋がほしい。落ち着きたい。」と繰り返し訴えるようになりました。ある日、息子が部屋の隅にダンボールで自分の部屋を作ったのを見て、私は親として、息子にとっても辛い思いをさせてしまったと思いました。

いま私が一番後悔していることがあります。それは、息子が原発事故直後から「危ないから早く家に入った方がいいよ」、「早く逃げないと危ない」と訴えていたのに、一番放射線が高かった数日間をそのまま津島で過ごしてしまったことです。そのことが息子を被ばくさせ、甲状腺検査の結果につながってしまった。母親として、原発の安全神話に惑わされていない息子の素直な危機感に耳を傾けるべきだったと後悔の念は尽きません。国や東電もあのとき速やかに情報を開示さえしてくれれば、このようなことにはならなかったと思うと、悔しい思いでいっぱいです。

息子は今後、進学や就職などの場面で、たくさんの人たちと出会うでしょう。その中には津島出身と聞いて、原発や放射能のことを尋ねてきたり、怪訝な顔をしたりする人もいるでしょう。残念ながら、差別もあると思います。現に私も身をもって経験しました。息子も私も、このようなことへの心配や不安を抱えながら生きているのです。

子どもたちの将来に夢と希望が持てるように、そして、今回の事故で子どもたちが受けた苦痛や心の傷みを二度と将来の子どもたちに与えることのないように、裁判官の皆様の賢明なご判断をお願いいたします。



次回は 11月25日（金） 第4回口頭弁論期日 です！

【津島原発訴訟弁護団 連絡先】

〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-1-3 サニーシティ新宿御苑 10 階

電話：03-6273-0079 メール：tusima@iaa.itkeeper.ne.jp 事務局 池田 佳子